職場の安全衛生自主点検表（共通）の解説

1　基本的な取組事項（リスクの低減）

最近の労働災害防止の取組は、事業場に潜在的に存在するリスクを継続的に低減するものが主流となっています。そのための手法として、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントがあります。

この項には、これらの取組の基本項目を記載しており、これらが適正に実施され、安全衛生の年間計画について、いわゆるＰＤＣＡサイクル（計画、実施、評価、改善）が円滑に実施されていれば、労働安全衛生マネジメントシステムの基本部分は実施されているということができます。

（参考資料等）　・災防規程：第10条の２に記載されています。
・リスクアセスメントイラストシート（陸災防図書）
・こうすれば導入できる労働安全衛生マネジメントシステム（陸災防図書）

（注）　災防規程（陸上貨物運送事業労働災害防止規程）・・・労働災害防止団体法では災防団体の会員事業場が守るべき事項を災防規程として定めることが義務付けられており、会員事業場はこの規程を遵守する義務があります。詳細は陸災防ホームページでご覧いただけます。

2　安全衛生管理体制

法令で定められた安全衛生管理を担当する者の選任等が行われているかをチェックします。未選任の場合は法令違反となりますので、早急に資格のある者を選任する必要があります。

（参考資料等）　・災防規程：第７条。50人以上はさらに第４条～6条、10条

3　安全衛生教育の実施状況

法令や行政通達等で実施すべきとされている主なものを対象としています。

（法令で就業制限となっている、フォークリフト（最大荷重１㌧以上）の運転業務や、はい作業主任者等については、当然資格者が従事すべきものとして除いています）

（参考資料等）・災防規程：第11条～13条、16条

4　健康管理

従業員の高齢化が進んでいることに加え、陸運業ではいわゆる過労死等の労災認定件数が多いことから、健康管理や長時間労働管理が特に重要です。また、令和７年６月から熱中症対策が義務化されていることに留意が必要です。

（参考資料等）　・災防規程：第76条の２、79条、82条
・陸災防ホームページ（熱中症対策）参照

5　荷役労働災害防止対策

法令、災防規程、荷役ガイドラインのうち、主な荷役災害防止対策を記載しています。

（参考資料等）　・災防規程：第23～25条、30～31条、33～34条、48条、53条、56条、63条
・フォークリフトの安全Ｑ＆Ａ５０（陸災防図書　平成24年３月）
・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の策定について（令和５年３月28日基発0328第１号）

6　交通労働災害防止対策

交通労働災害防止のためのガイドライン（平成30年６月改正）で事業者が実施すべき事項とされた主なものについて記載しています。

（参考資料等）　・災防規程：第71条
・交通労働災害防止のためのガイドライン解説書（陸災防図書　平成24年３月）